

令和元年度第3回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：令和2年3月2日（月）
午前9時30分～10時40分
場所：別館6階 第三会議室

日程第1 諮問事項について

(1)介護保険に関する事務にかかる特定個人情報保護評価の再実施について

【市民部 介護・医療・年金室】

【概要】

国が運営している介護ワンストップサービス（ぴったりサービス）において、市民が高齢者・介護に関する手続きをインターネット上で申請（電子申請）することが可能になったことに伴い、特定個人情報保護評価指針に示された重要な変更にあたることから、PIA を再実施し、その第三者点検として諮問するものである。

【質疑応答】

委：申請書の入力の手作業のみで自動連携はなしでよいか。

市：自動連携はない。

委：今回のサービス開始に伴い、システム改修はないか。

市：改修はしない。

<質疑応答終了後>

委：個人情報の運用は適切であり、本件は問題ないかと考える。

【答申】

本件は「適切である」と答申する。

(2)住民基本台帳に関する事務にかかる特定個人情報保護評価の再実施について
【市民部 戸籍住民異動室】

【概要】

令和2年4月より、マイナンバー入り住民票コンビニ交付を開始するに伴い、特定個人情報保護評価指針に示された重要な変更にあたることから、PIAを再実施し、その第三者点検として諮問するものである。

【質疑応答】

委：発行件数はいくらか。

市：コンビニでの住民票発行は、4,034件（令和元年4月～令和2年1月）。
約400件／月ほど。

委：PIA内「内部監査」が○になっているが、内部監査とはなにか。

事：本市においては、特定個人情報を取り扱う事務ごとにマイナンバーを適切に取り扱っているかを内部監査している。監査計画に則り、本事務については監査を行ったため、○としたもの。

委：コンビニ交付はどの証明書が一番多いのか。

市：印鑑証明書が一番多い。

委：なぜ今まで住民票にマイナンバーを記載していなかったのか。

市：マイナンバーは通知カードをもって全国民に通知されていること、また以前設置していた自動交付機では住民票コードを記載しない運用であったことから、需要がないと予測していた。しかし、マイナンバーがわからないといった理由などからマイナンバー入り住民票のコンビニ交付の要望が想定よりも多々あったため、今回事業を開始するものである。

<質疑応答終了後>

委：既存サービスへの付随であり、リスク対策も適切だと考える。

【答申】

本件は「適切である」と答申する。

(3)「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」における個人情報を活用した情報解析について

【子ども未来創造局 学校教育室】

【概要】

文部科学省から委託を受けている「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」の実施におけるシステム構築に関して、箕面市個人情報保護条例第11条に基づき、「情報システムを利用し、保有個人情報を処理しようとするとき」に該当するため、諮問するものである。本市では、既存システムである「子ども成長見守りシステム」「ステップアップ調査」に蓄積されたデータに加え、新規として「教員の授業データ（画像・音声）」「タブレットでの学習状況等」を複合的に分析することで、教員の授業方法を可視化し、指導内容の改善、生徒指導の質向上を目的とするものである。

【質疑応答】

委：動画の匿名化とあるが、生徒・教員の顔や声等すべて匿名化するのか。

また、校内サーバーから教育センターへのデータ移管はUSBを利用することのことだが、データ移管後のUSBはどうするのか。

市：（解析後のデータが市に戻ってくる時は）画像は個人の顔・音声含めて匿名化する。目的はあくまで「教員の授業の可視化」なので、教師をメインに撮影する。

USBは、データ消去後、教育センター内（上水道庁舎内）で管理する。

委：①委託業者はアマゾンか、それとも本システムの開発事業者が別にいるのか。

②再委託の可能性はあるのか。

③各学校から収集される個人情報は、動画や音声だけか。動画や音声に個人を特定するインデックス等の文字情報は付与されているのか。教員の個人情報には保護されているのか。

④特定個人情報は一切含まれていないか。

⑤本システムの保護責任者は誰か。また事務担当者は特定されているのか。

⑥本システムによる集計・分析結果の利用者は誰か。

市：①開発事業者はA社となる。アマゾン社はシステム利用のみ。

②再委託は予定していない。

③動画・音声のみ収集する。インデックス等の文字情報はあるものの、個人情報ではない。

④特定個人情報は含まれていない。

⑤保護責任者は学校教育監、事務担当者は教育センター職員となる。

⑥箕面市教育委員会及び対象校の教員にフィードバックする。

委：教員を特定する個人情報に含まれているのか。

市：含まれていない。

委：教員の誹謗中傷に繋がりがねないことも懸念。生徒の個人情報保護はもとより、昨今教員の誹謗中傷事件が起こっていることも鑑み、教員の個人情報保護も慎重に対処するよう願う。

委：USBはデータ消去するとのことだが、削除したデータは復元可能なのではないか。

委：技術的には可能。ネット上でも復元システムがアップされているので誰でも復元は可能である。

委：USB 本体は再利用されるか。

市：本事業の校内サーバーから教育センターへ運ぶ媒体としてのみ再利用する。データ取り込み時に関してはパスワード設定を行うとともに、一定回数の入力ミスがあった場合は内部データを自動的に削除するシステムにしている。またパスワードは、委託業者と教育委員会しか知り得ない。

委：先ほど画像は匿名化すると言っていたが、動画・音声を提供するということは、顔は必ず写るということではないのか。

市：市から画像 IOT 解析システム（クラウド）へ上がる時は、生データ（顔や声が識別できる状態）で上がる形となるため、パスワードをかけるなどセキュリティを保った状態で行う。

委：例えば市広報紙に子どもの写真を掲載する場合は、個人が識別されるため保護者の同意を取る。箕面市は個人識別型の条例であるため、画像をそのまま外部へ上げてしまうと条例に抵触するのではないか。

事：本事業を行うに当たっては、保護者の同意をとり、目的と手法を明確にすることを確認している。校内サーバから IP-VPN での限られたやりとりで、クラウドも強固なエリアであると確認している。

委：保護者等同意をとったとしても、例えば、画像処理なしでの外部（研究部会等）提供などがないか懸念している。

市：外部提供はなく、研究部会等への提供もない。

委：タブレットを利用する場所は学校のみか。

市：学校内及び家庭内。学校内で利用する場合のみオンライン接続になるが、それ以外はオフラインとなりインストールしたソフトが利用できる。

委：ドリルサーバーの事業者はどこか。

市：B社である。

委：先ほど言っていた A 社も B 社も両者とも契約締結は適切に行うように。

委：利用する個人情報について、新規で利用する情報はどれか。

市：授業中の画像情報、授業中の音声情報、タブレット活用状況、タブレットでのドリル学習状況。

委：あくまで今回は実証研究事業なので、本格運用となった場合は個人情報の取扱い等に関してこの審議会へ報告されたい。

委：今後、宿題は全てタブレットで行う予定なのか。

市：現時点では、一部の宿題をタブレットで進めていきたいと考えている。

委：教育委員会内で動画・音声の生データ（顔や声が識別できる状態）を取り扱うことはないか。

市：ない。

委：動画・音声の匿名化について、授業の中では予期しない形で（授業中の生徒の会話内容・名前を指す等）個人情報が現れることが想定される。個人情報の取扱いについては慎重を期していただきたい。

委：不正アクセスという面で、内部犯行を誘発するようなリスクが懸念される。教育委員会側では生データを扱わないとはいえ、開発事業者側での生データ管理を徹底していただきたい。

市：個人情報の取扱いには、委託業者含め十分管理しながらすすめていく。

【答申】

以下の付帯意見を付記し、適切であると判断する。

<付帯意見>

- 本事業の各受託者に対し、取り扱われる個人情報の特性からも契約内容において特に留意し慎重に取り扱うこと。
- 本事業は実証事業のため、本格運用が開始する際に個人情報の取扱い等について審議会に報告すること。
- 授業の記録（動画・音声）の匿名性及び各生データの適切な管理と監督について、厳格に対処すること。